

# 柏市保育のあり方検討懇談会（第3回）

## 資 料

### I 柏市子ども・子育て会議について

#### 1 柏市子ども・子育て会議について

##### (1) 設置の趣旨

子ども・子育て支援のための総合的かつ計画的な施策の推進

##### (2) 委員

学識経験者，柏市民生委員，柏市民健康づくり推進委員，保育園保護者，幼稚園保護者，こどもルーム保護者，公募委員，保育園事業者，認定こども園事業者，幼稚園事業者，障害福祉施設事業者，子育て支援事業者等の委員15名で構成

#### 2 令和3年度第1回柏市子ども・子育て会議での意見について

##### (1) 開催日時

令和3年7月19日（月）から（書面会議）

##### (2) 議題

柏市保育のあり方検討について（第1回懇談会の報告）

##### (3) 主な意見について

- ・子どもが減っていく中で，公立保育園としての役割，入園の受け入れ数や保育の質を安定して満たせるよう，目の前の採算にとらわれない，ゆとりを持った計画を立てていただきたい。
- ・「医療的ケア児」の受け入れなど，採算性や様々な負担を考えると，民間ではなかなか踏み込めないことへのチャレンジは，率先して公立保育園に行ってもらいたい。
- ・医療的ケアの必要なお子さんの保育を豊四季保育園で実施と書かれていますが，ケアの必要なお子さんを受け入れるのは，公立保育園としての大事な役割のひとつだと思う。
- ・年々増加する特別な保育を必要とする子ども及び保育士に対して早急な対策をお願いしたい。
- ・建物の老朽化も喫緊の課題ですが，人材確保も大きな問題だと思う。

## Ⅱ 多様化する保育ニーズへの対応について②

### 1 柏市の多様化する保育ニーズへの対応状況について

多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育園及び私立保育園等並びにその他の施設において事業を実施しているところです。

### ○柏市における多様な保育及び障がい児保育並びに保育園等に関連する子ども・子育て支援事業の実施状況

項目	公立保育園	私立保育園等	その他	備考
夜間保育所の設置状況	設置なし	設置なし	—	
延長保育事業の実施状況	22園／22園	73園／73園	—	
一時預かり事業の実施状況	6園／22園	19園／73園	1か所	休止施設を含む
病児保育事業の実施状況	設置なし	設置なし	2か所	病院併設施設で実施
障がい児保育の実施状況	22園／22園	73園／73園	—	全園で受入が可能
医療的ケア児の受入れ状況	1園／22園	設置なし	—	
地域子育て支援拠点事業	2園／22園	14園／73園	6か所	休止施設を含む
利用者支援事業 (いわゆる「保育コンシェルジュ」)	—	—	1か所	保育運営課窓口で実施

※「各自治体の多様な保育（延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育）及び障害児保育（医療的ケア児保育を含む）の実施状況について」（厚生労働省ホームページ）に記載のある事業及び保育園等に関連する子ども・子育て支援事業について柏市の実施状況を整理したもの

## 2 公立保育園及び私立保育園等の役割について

柏市保育のあり方検討において整理してきた保育に係る課題に対応するため、将来的には、以下の考え方のように公立保育園と私立保育園等とで役割を整理することを検討しているところです。

地域の「保育の質」の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園が基幹となり、地域の私立保育園等の「保育の質」の向上を支援する考え方はどうか</li> <li>⇒公立保育園を中心として、地区別交流会（保育園等の保育士による意見交換会）や、公開保育（自園の保育を他園の職員に公開して意見交換等を行い、互いの保育の質の向上を図るもの）の開催が考えられる。</li> <li>・地区別交流会には、「集団保育における発達支援」についての困りごとを共有・相談できる機能を持たせる考え方はどうか</li> <li>⇒「集団保育における発達支援」の専門性向上については、別途研修体制の構築等を検討する。</li> </ul>
地域の子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回懇談会では、0～2歳児の約6割を占める「家庭保育の保護者」への子育て支援について御意見をいただいたところです。公立保育園は、従前の、保護者の来場を待つ「地域子育て支援センター」とは異なる「出張」や「訪問」による地域子育て支援の推進を検討する考え方はどうか</li> </ul>
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童の受入など緊急で保育が必要となった場合、公立保育園及び私立保育園等の両方で対応することを基本とするが、私立保育園等で対応が困難な場合には公立保育園で対応する考え方はどうか</li> </ul>
医療的ケア児保育への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点において、私立保育園等による対応が困難であると考えられる医療的ケア児保育については、公立保育園が率先して対応し、体制や環境を整備した後に私立保育園等に普及させる考え方はどうか</li> </ul>
障がい児保育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前と同様に公立保育園及び私立保育園等の両方で実施することを基本とするが、私立保育園等で対応が困難な場合には公立保育園で対応する考え方はどうか</li> </ul>

いわゆる「気になる子」の保育	・従前と同様に公立保育園及び私立保育園等の両方で実施
一時預かり	する考え方はどうか

### 3 医療的ケア児保育について

#### (1) 医療的ケア児支援法への対応について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布を受け、以下のとおり対応しているところです。

・従前は医療的ケアの内容によって受入れを制限してきたが、今後は医療的ケアの内容ではなく、本人の状態に合わせて保育園での集団保育の可否を判断することを検討

・主治医、園医及び救急医療機関との連携体制を構築するとともに、訪問看護事業所や障害福祉サービス事業所等との連携体制も構築することを検討

#### (2) 中長期的な対応について

以下のとおり対応しているところです。

・医療的ケア児保育に係る人材の確保・育成体制の構築を検討

・医療的ケア児保育を実施する公立保育園を現在の1園から段階的に増やしていくことを検討

### Ⅲ 公立保育園の施設整備方針について①

#### 1 公立保育園の整備方法について

区 分	概 要	長 所	短 所	市の財政負担
現地整備 (園継続)	敷地内又は近隣に仮設園舎を設置し、園を運営しつつ、整備する。 (改修工事又は解体・新築)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな土地の確保が不要。</li> <li>・利用者は、整備後も同じ場所に通園することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内又は近隣に仮設園舎を設置する場所が必要となる。</li> <li>・工事期間中の園運営に制約が生じる(敷地内に仮設園舎を設置した場合には、園庭・駐車場の使用不可、騒音発生などが想定される。)</li> <li>・仮設園舎の設置等によって、建設費用が高額となる。</li> </ul>	×
現地整備 (閉園)	園を閉園した後に整備する。 (改修工事又は解体・新築)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな土地の確保が不要。</li> <li>・仮設園舎を設置する必要がないため現地整備(園継続)よりも建設費用が安価となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備期間中は、保育園を運営することができないため、利用者は転園などの対応が必要となる。</li> </ul>	○
移 転	新たな場所に園舎を新設し、移転した後に、既存の園舎を解体する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事期間中の園運営に制約が生じない。</li> <li>・仮設園舎を設置する必要がないため現地整備(園継続)よりも建設費用が安価となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな土地の確保が必要となる。市有地以外の場合、取得費用等が必要となる。</li> <li>・移転によって、利用者の通園先が変更となる。</li> </ul>	△

※市の財政負担について

○：財政負担が小さい，△：条件によって異なる，×：財政負担が大きい

## 2 保育園等の運営方法について

区分	概要	長所	短所	市の財政負担
公設公営 【22園】	市が整備した施設を、市が管理運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が施設を直接管理運営するため、市の意向を直接反映することが可能である。</li> <li>安定的な管理運営が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県による整備費の補助金交付がなく、全て市の負担となる。</li> <li>国・県による運営費の一部負担がなく、全て市の負担となる。</li> </ul>	×
公設民営 【0園】	市が整備した施設を、民間事業者が管理運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県による運営費の一部負担があるため、市の財政負担を軽減できる。</li> <li>保護者のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県による整備費の補助金交付がなく、全て市の負担となる。</li> <li>建物の管理を市が実施する必要がある。</li> <li>事業者が変更になる可能性がある。</li> </ul>	△
民設民営 【73園】	民間事業者が整備した施設を、民間事業者が管理運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県による整備費の補助金交付があるため、市の財政負担を軽減できる。</li> <li>国・県による運営費の一部負担があるため、市の財政負担を軽減できる。</li> <li>保護者のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育需要が見込めない地域では早期に撤退するおそれがある。</li> <li>民間事業者によって、サービスの質に差が生じるおそれがある。</li> </ul>	○

※【】内は、柏市における該当する運営方法の園数

※市の財政負担について

○：財政負担が小さい，△：財政負担が中程度，×：財政負担が大きい

(参考) 保育園等に係る運営費及び整備費について

○運営費について

保育園等の運営費には、公費及び保育料が充当されています。

公立保育園の公費は市が全額を負担していますが、私立保育園等の公費は国・県・市の三者が負担しています。

また、3歳児から5歳児までの子ども又は市民税非課税世帯の子どもは幼児教育・保育の無償化によって保育料の保護者負担はありません。無償化の場合、公立保育園の保育料は全額を市が負担していますが、私立保育園等の保育料は国・県・市の三者が負担しています。

【無償化対象（3～5歳児又は市民税非課税世帯）】

区 分	公 費			保 育 料		
公立保育園	市負担			市負担		
私立保育園等	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)

【無償化対象外（市民税非課税世帯を除く0～2歳児）】

区 分	公 費			保 育 料	
公立保育園	市負担			保護者負担	市負担
私立保育園等	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)	保護者負担	市負担

○整備費について

公立保育園の整備については国や県の補助金はなく、全額市の負担となりますが、私立保育園等の整備については、国や県の補助金を利用することができ、市の負担は整備費の12分の1となります。

公立保育園整備費	市負担				
私立保育園等整備費	事業者負担 (1/4)	国+県負担 (2/3)			市負担 (1/12)

#### IV 御意見いただきたいこと

- 1 多様化する保育ニーズに対応するに当たり、公立保育園の役割として期待すること等について
- 2 公立保育園の施設整備に期待すること等について

#### V 今後について

- 1 次回懇談会について  
第4回懇談会は、12月16日（木）開催予定です。  
テーマは以下のとおりです。
  - (1) 公立保育園の施設整備方針について②
  - (2) 保育人材の確保、保育の質の向上について①
- 2 スケジュール（予定） ※下線部を変更しています。

	時期	テ ー マ
第1回	令和3年 7月15日	保育に係る現状の課題について
第2回	9月2日	保育需要増への対応について① 多様化する保育ニーズへの対応について①
第3回	10月21日	多様化する保育ニーズへの対応について② 公立保育園の施設整備方針について①
第4回	<u>12月16日</u>	公立保育園の施設整備方針について② 保育人材の確保、保育の質の向上について①
第5回	令和4年2月	保育人材の確保、保育の質の向上について② 保育需要増への対応について② 保護者向けアンケート項目について
第6回	3月	意見整理

以上